

高架下利用計画について

高架下利用計画については、関係法令及び通達に従い、高速道路会社、関係地方公共団体等の要望や意見を聴取した上で策定することとされ、高架下占用は、土地利用計画、土地利用状況等を踏まえ、街づくりの観点等から高架下の積極的な利用が必要と認められる場合には、道路管理上支障があると認められる場合を除き、認められることとされている。

今回の高架下利用計画は、一定の拡がりを有する「高架下利用計画」(マスタープラン的な利用計画)が中日本高速道路株式会社管内1件、阪神高速道路株式会社管内1件で、合計は2件となっている。

なお、第2回審議会において、個別箇所の高架下利用計画のうち定型的なものとして会長が判断したものについては、委員への持ち回りによる審議を行うこととなったところであり、次ページの個別箇所の高架下利用計画6件はいずれも定型的なものとして委員への持ち回りにより審議を了したところである(持ち回り審議日時は記載のとおり。)

審議事項一覧

一定の拡がりを有する「高架下利用計画」(マスタープラン的な利用計画)

	高架下利用計画(案)	利用計画の範囲
1	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線 高架下利用計画(案)	富士市区間
2	兵庫県道高速湾岸線高架下利用計画(案)	芦屋市及び西宮市区間

個別箇所の「高架下利用計画」（定型的なものとして、持ち回りにより審議済）

	高架下利用計画（案）	高架下利用部分	占用用途	占用主体
1	高速自動車国道第一東海自動車道高架下利用計画（静岡市駿河区区間）（案）	中吉田高架橋下	自動車駐車場	中日本高速道路(株)
2	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線高架下利用計画（調布市区間）（案）	調布高架橋下	自動車駐車場	調布市
3	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線高架下利用計画（府中市区間）（案）	府中高架橋下	公園	府中市
4	大阪府道高速大阪池田線高架下利用計画（大阪府市北区区間）（案）	中之島高架下	自転車駐輪場及び自動二輪駐車場	阪神高速道路(株)
5	大阪府道高速大阪西宮線高架下利用計画（大阪府市福島区区間）（案）	大開高架下	自転車駐輪場	阪神高速道路(株)
6	大阪府道高速大阪西宮線高架下利用計画（大阪府市西淀川区区間）（案）	出来島高架下	自動車駐車場	阪神高速道路(株)

【審議日時】

（常任委員）

10月25日（木）13:30～	石田会長
11月7日（水）13:00～	鳥海委員
11月12日（月）11:00～	井出委員
11月16日（金）15:00～	村木委員
11月23日（金）16:30～	上村委員

（特別委員）

11月14日（水）14:00～	藤浪委員（静岡市）
11月14日（水）15:00～	高橋委員（調布市）
11月14日（水）16:30～	久保委員（府中市）
11月19日（月）13:30～	立田委員（大阪市）